

民事訴訟法

第1期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
1	1	4	2	1	3	3	3

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異ならない。

出題分野は、法人と訴訟手続、当事者能力及び当事者適格、訴訟手続の中断・停止、主張責任、自由心証主義及び訴訟上の和解である。問1は、法人が訴訟当事者となる場合の規律を手続の流れに沿って問う問題であり、出題形式に戸惑ったかもしれないが、基本的知識があれば正解に達し得るはずである。問4は、弁論主義の第1テーゼが間接事実に適用されないとする通説的見解をもとに思考力を試す問題であるが、その結論を丸暗記せず、根拠や弱点（反対説からの批判）を丁寧に学習してきた受験生には易問であったと思われる。

問9は、裁判上の自白の成立要件とその効果に関する論述問題である。成立要件については、事実の陳述、弁論としての陳述、主張の一致及び不利益性に、効果については、審判排除効（対裁判所拘束力）、不可撤回効（撤回禁止効、対当事者拘束力）及び証明不要効に言及する必要がある。

第2期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
4	2	1	3	3	3	4	2

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、民事裁判権、訴訟上の代理、確認の利益、直接主義、証拠調べ、請求の客観的併合、補助参加、訴えの取下げ及び既判力であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

問8は、訴え取下げ後の再訴禁止について、最判昭和52年7月19日民集31巻4号693頁の判旨の抜粋を読んだ上で、その射程を検討する問題である。受験生の学習が手薄と思われたので、判旨を丁寧に読めば正解に達し得る問題とした。

問9は、既判力の必要性及び正当化根拠を問う論述問題であり、二元説（正当化根拠説）の理解を試す問題である。紛争解決のために不可欠な制度的効力、手続保障と自己責任（条件）に対する言及が必要であるが、これらを論じる前提として、既判力の意義及び効果についても説明すべきである。

第3期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
3	2	3	3	3	1	4	4

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、権利能力なき社団、送達、当事者の同意・異議権、当事者の欠席、検証、判決、独立当事者参加、類似必要的共同訴訟及び当事者の確定である。

問7は、独立当事者参加訴訟における二当事者間の訴訟上の和解の可否に関する学説の理解を問う問題であるが、各肢の文末を注意深く読めば、肢1から3までが無効説からの理由付けであり、肢4が有効説からの理由付けであることが分かるはずである。

問9は、当事者の確定に関する論述問題であり、当事者の確定の意義を示した上で、その基準を論じるべきであるが、その際、取り上げる見解の根拠を明らかにすべきは当然である。実質的表示説を論じるときは、形式的表示説との差異を明らかにし、同説固有の根拠にも言及すべきである。

第4期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
3	3	2	4	3	3	4	4

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第3期までの試験と同様である。出題分野は、保佐人、訴状却下、訴訟手続の中断、攻撃防御方法の提出時期、文書提出命令、裁判、多数当事者訴訟、上告及び控訴の利益である。

問5は、自己利用文書に関する準則を明らかにした最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁（百選66番）の理解を試す問題である。準則の暗記に終始せず、判旨を丁寧に読み、その意味内容を理解するに努めていれば、本問は比較的容易に解答に達したはずである。

問9は、控訴の利益に関する論述問題であり、控訴の利益の意義を明らかにした上で、その判断基準を論じるべきである。大半の受験生が多数説である形式的不服説で論述していたが、その内容を正確に記述すること、同説の根拠を示すことが必要であり、できればその基準から漏れるものの例外的に控訴の利益を認めるべき場合があることにも言及したい。

刑事訴訟法 出題趣旨

第1期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
5	3	4	2	1	3	5	4

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は刑事手続の関与者、問2は捜査の端緒、問3は逮捕、問4は物的証拠に関する捜査、問5は公訴提起、問6は公判手続、問7は証拠・証明、問8は伝聞法則、問9は「公平な裁判所」を保障するために刑事訴訟法が置いている制度である。論述問題(問9)については、裁判官の除斥・忌避・回避の制度や起訴状一本主義などを簡潔に説明することが求められる。いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものであり、学部の授業でも取り上げられ、教科書にも記載されている事項である。

第2期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
1	4	4	4	5	2	4	3

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

出題形式は、①正答肢、又は誤答肢の組合せを問う択一問題(問1～問8)、②刑事訴訟法の基本的な条文の制度趣旨を問う記述問題(問9)である。内容としては、問1は捜査の端緒、問2は被疑者の身体拘束、問3は捜索・差押え、問4は被疑者の防御、問5は公訴の

提起、問6は公判手続、問7は伝聞法則、問8は自白である。いずれも刑事訴訟法に関する基本的な知識とその理解を問うものである。また、問9については、逮捕に伴う捜索・差押え・検証（刑訴法220条1項2号）に関する基本的な知識に加え、その理解を文章によって論理的にわかりやすく伝達する能力を問うものでもある。同制度の趣旨に関する主要な見解であるいわゆる緊急処分説や相当説（合理説）について、いずれかの（または双方の）立場から正確に説明することが求められる。

第3期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
5	5	3	5	3	3	5	1

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題（問1～問8）、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題（問9）である。(2) は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は刑事手続の関与者、問2は捜査の端緒、問3は逮捕・勾留、問4は物的証拠に関する捜査、問5は公訴提起、問6は公判手続、問7は自白、問8は裁判、問9は令状主義の意義及び根拠である。論述問題（問9）については、強制捜査が対象者の重要な権利を侵害するものであるため、原則として中立公平な立場にある裁判官が事前に審査し、令状を発付しなければ行うことができないこと等を簡潔に説明することが求められる。いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものである。刑事訴訟法の学習においては、細かな知識を断片的に詰め込むのではなく、真実発見と人権保障の調和という大原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが必要である。

第4期

解答・解答例

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
4	4	1	3	3	5	5	2

問9 論述問題については、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

出題形式は、①正答肢又は誤答肢を問う択一問題（問1～問8）、②刑事訴訟法の基本的な制度と概念を問う記述問題（問9）である。内容としては、問1は強制処分と任意捜査の区別及び任意捜査の限界、問2は逮捕・勾留、問3は捜索・差押え、問4は訴因、問5は公判前整理手続、問6は証拠と証明、問7は自白、問8は伝聞法則及びその例外である。いずれも刑事訴訟法に関する基本的な知識とその理解を問うものである。また、問9については、一事不再理効に関する基本的な知識に加え、その理解を文章で論理的にわかりやすく伝達する能力を問うものでもある。一事不再理効がいわゆる二重の危険の禁止（憲法39条前段）に由来するものであることを踏まえ、訴因変更制度（刑訴法312条1項）が存在すること、またその限界が「公訴事実の同一性」によって画されていることを関連づけて論じることが求められる。